

〈高額療養費制度〉平成29年8月から、70歳以上の方の自己負担限度額が変わりました  
 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組みです。

○見直し前(平成29年7月診察分まで)

適用区分	外来	外来+入院
	現役並み	44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者	II 住民税非課税世帯	24,600円
	I 住民税非課税世帯 <年金収入80万円以下など>	15,000円
	8,000円	

○見直し後(平成29年8月診察分から)

適用区分	外来	外来+入院
	現役並み	57,600円
一般	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回44,400円 ※>
低所得者	II 住民税非課税世帯	24,600円
	I 住民税非課税世帯 <年金収入80万円以下など>	15,000円
	8,000円	

※過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。

◎ 70歳未満の方で高額療養費制度が適用されている場合は、請求用紙に【適用区分】アイウエオの記入をお願いします。

適用区分の記入がなく、高額療養費制度に該当する可能性がある場合は、会員の方より保険者への問い合わせをお願いします。

**黄紙での請求は従来通りで変わりません**

### 【領収書用請求書(様式5-2B号)について】

- 領収書用請求書は高退互のホームページからダウンロードも可能です。その場合には**必ずB5サイズ**での印刷をお願いいたします。
- 領収書用請求書(様式5-2B号)には1診療機関ごと1ヶ月(医療費の支払い月ではなく受診月ごと)の**保険点数合計と本人負担額合計の記入**をお願いいたします。

### 【領収書請求の場合は一度に大量の請求はできるだけさけてください】

「領収書用請求書」用紙を用いて請求された場合、事務局では領収書を医療機関別に点検整理し、黄紙と同様の一覧用紙を別に一旦作成した上で医療機関毎、各月毎にすべての保険点数をコンピュータに入力して、療養補助金の給付をしています。一度に大量の領収書による請求がなされた場合、事務局の事務処理量を超えてしまいかねないことにもご配慮いただき、領収書総枚数が多い場合は、請求期間をできるだけ短期に区切ってご請求いただけましたら幸いです。

また、請求に当たって添付された領収書は返却できません。領収書原本が必要な方は必ずコピー(一部が欠けないようご注意願います)でご請求ください。また、領収書用請求書1枚につき100円の手数料がかかります。領収書による請求の場合、一医療機関毎に請求月数×100円が手数料合計(12ヶ月なら1,200円)となります。

### 【請求用紙がなくなった場合は次のようお願いします】

切手を貼った返信用封筒を事務局までお送りください。定形郵便封筒(広報をお送りしている封筒が定形郵便封筒の最大サイズです)の場合、92円分の切手で50グラム(黄紙15枚程度)までお送りできます。領収書用請求書用紙を希望される際には、「領収書用2枚で他は『黄紙』」等のメモをお付け願います。メモがない場合は黄紙をお送りします。